

オンライン資格確認について

- 当クリニックではオンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。

令和6年6月1日より、医療情報取得加算として以下の診療報酬点数を算定いたします。

◇初診時

医療情報取得加算（月1回）	
1 健康保険証にて資格確認を行った場合	3点
2 マイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合。 他の医療機関から診療情報提供を受けた場合。	1点

◇再診時

医療情報取得加算（3カ月に1回）	
3 健康保険証にて資格確認を行った場合。 マイナ保険証にて資格確認を行ったが、診療情報に同意しない場合。	2点
4 マイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合。 他の医療機関から診療情報提供を受けた場合。	1点

当クリニックは診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に取り組んでおります。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証（マイナンバーカードの保険証利用）によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。

※公費負担医療制度をご利用の方は各種証書のご提示は引き続き必要となります。従来通り、窓口にてご提示をお願いいたします。

2024年5月
森林公園メンタルクリニック

「外来後発医薬品使用体制加算」について

当クリニックでは、後発医薬品（ジェネリック）の使用を推進しており「外来後発医薬品使用体制加算」の届出を行っております。後発医薬品は先発医薬品と同じ成分を含むものであり、同じ効果が期待できます。医療費の削減や患者様の負担を軽減した治療を提供することが期待されています。

医薬品の供給不足が発生した場合、患者様に必要な医薬品を提供するために、以下のような対応を行います。

- 代替品の提供

供給不足の医薬品に代わる同等または類似の効果が期待できる別の医薬品を提供します。

- 用量・投与日数の変更

医薬品の用量を調整することで、現在の処方量での治療を継続することが可能な場合があります。医師が患者様に適切な用量を決定し医薬品を調剤いたします。

患者様の安全と健康を考え、医薬品供給不足に際しても適切な対応を行います。

ご不明な点は、医師へご相談ください。

2024年5月
森林公園メンタルクリニック